

5301.29 1. 亜麻繊維（精練したものに限る。）

亜麻繊維の精練したものとは、原繊維を紡績準備工程におけるハックリング工程又はカード工程によって処理し、それを精練した中間製品をいう。

5305.00 1. Coir Twisted Mattress Fibre

本品は、太さ不揃いの Coir Fibre を一定方向に整束した後、ねじり機にかけてたて約 2.5 センチメートル、長さ 15 メートルから 20 メートル程度の縄状にしたもので、コイル巻にして輸入される。通常マットレス等の充てん用に供される。

Coir Fibre は、短かい粗悪品を不揃いのまま輸入するが多いが、本品の如くねじり機にかけた理由は、これを約 10 センチメートルの長さに切断し接着剤で固めてマットレスの充てん物を製造した場合、各繊維が相互にからみ合うようなくせをつけるためのものである。

5305.00 2. ラミー（精練したものに限る。）

ラミー繊維の精練したものとは、原繊維を紡績準備工程において精練し、乾燥した精乾綿並びにそれを梳綿してスライバー状にした中間製品をいう。